資料１

春日部市国民健康保険の現状及び税率改定スケジュール

１　被保険者数・一人当たり医療費

本市の国民健康保険は、平成３０年度以降、被保険者数は被用者保険の適用拡大等に伴い減少傾向にありますが、被保険者一人当たりの医療費は被保険者の高齢化や医療の高度化などの影響で増加傾向にあります。

グラフ１

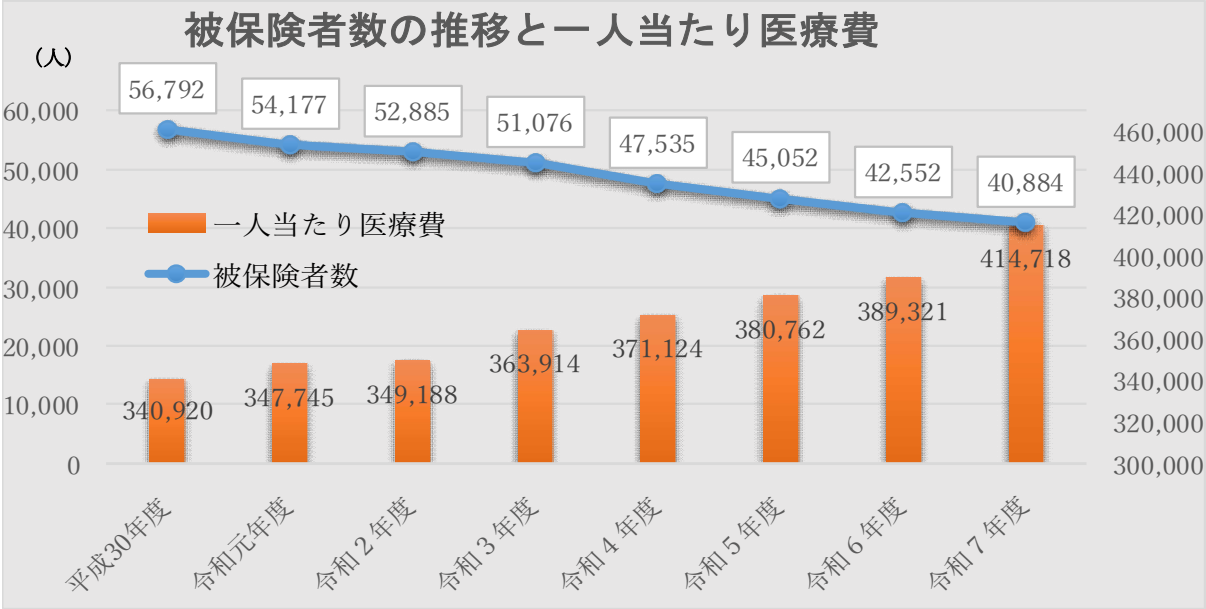

２　法定外一般会計繰入金（赤字）の状況

埼玉県国民健康保険運営方針（以下「県方針」といいます。）では、令和８年度までに法定外一般会計繰入金を解消することとされています。

グラフ２

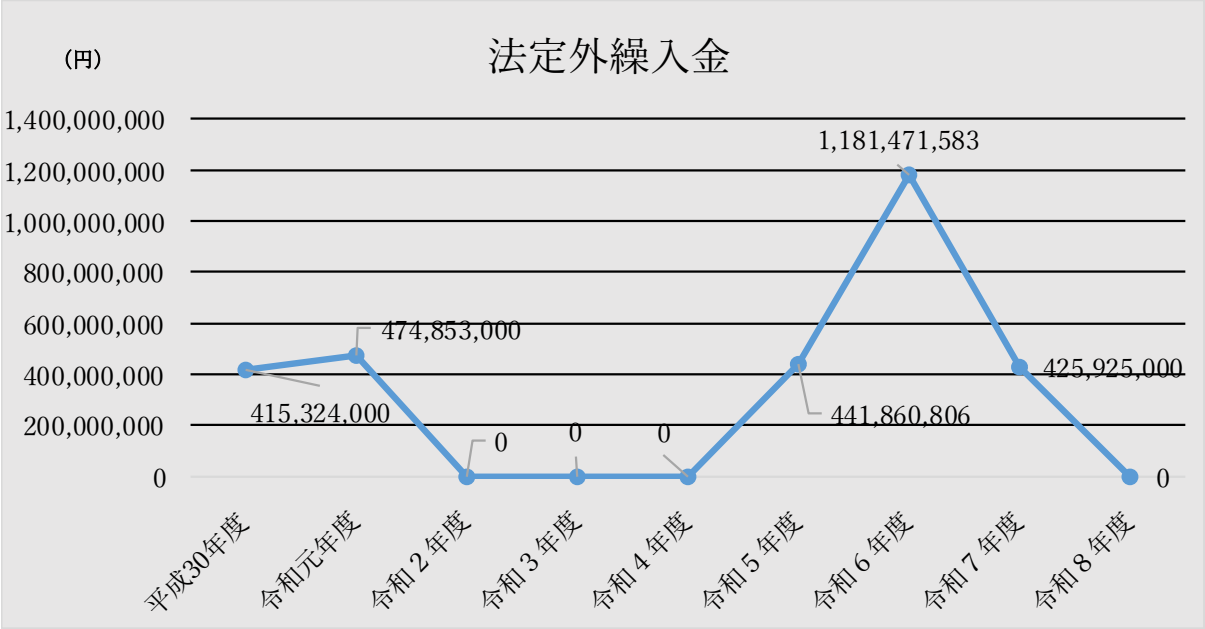

３　第３期埼玉県国民健康保険運営方針の中間見直し原案（一部抜粋）

４　保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法

(2) 準統一（令和９年度～）

①　準統一の考え方

○　各市町村は県が提示する市町村標準保険税率（収納率格差を反映した統一の保険税率）どおりに税率を設定することとします。

②　保険税の賦課に係る項目の取扱い

○　賦課限度額

・　政令（地方税法施行令）で定める金額で統一することとします。

・　政令が改正された場合、県内全ての市町村で政令と同日から適用することとします。

⑤　その他

○　その他基金（市町村が設置する基金）

・　保険税水準の統一を阻害しない範囲で活用していくこととします。

・　保険税率の引下げを目的とした基金残高の取崩しは行わないこととします

○　決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金

・　国保財政の健全化及び被保険者の受益と負担の公平性の観点から、全市町村で実施しないこととします。これは、県統一基準で算定した保険税に加えて、国保事業の財源に法定外繰入金を活用することは、法定外繰入れを実施していない市町村の被保険者と受ける被保険者サービスの水準などに差が生じることとなるためです。

４　保険税率の推移

本市は、県方針及び本協議会の答申を踏まえ、令和７・８年度に税率改定を行いました。

表１　保険税率の推移

年度	医療分等合計		子ども・子育て支援金分			総合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	18以上均等割	所得割	均等割
令和７	12.29%	68,800円	－	－	－	－	－
前年度比	1.94P	13,000円	－	－	－	－	－
令和８	**14.03%**	**79,800円**	**0.26%**	**1,500円**	**100円**	**14.29%**	**81,400円**
前年度比	1.74P	11,000円	－	－	－	－	－
令和９標準保険税率	**令和8年11月頃、埼玉県が秋の試算として子ども・子育て支援金分を含めて算定予定**						

５　賦課限度額の推移

国民健康保険税においては、応能原則の適用に一定の限度を設ける必要から、課税の限度額を地方税法で規定し、その範囲内で市町村の条例で最高限度額を規定することによって、被保険者の負担の上限を抑える方法をとっています。賦課限度額を定める地方税法施行令の公布が、例年年度末であるため、３月定例会に国保税条例の改正を上程できないため、本市では、次年度の３月定例会に１年遅れで改正を行っています。

表２　賦課限度額の推移

年度	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
①本市の賦課限度額					
医療分等合計	99	102	104	106	109
子ども・子育て支援金	―	―	―	―	3
②政令の賦課限度額（地方税法施行令）＊R8は子ども・子育て支援金分を含む					
医療分等合計	102	104	106	109	113

６　令和８年度保険税率改定スケジュール

令和９年度の保険税水準の準統一に向けたスケジュールは、下記のとおりです。

表３　令和８年度税率改定スケジュール

年月	国保運営協議会	市議会
８～９月	**第２回** １　税率改定について ①　国民健康保険の現状 ②　運営方針の中間見直し原案 ③　保険税率・賦課限度額の推移 ④　税率改定スケジュール ２　令和７年度決算 ３　令和８年度補正予算	**９月定例会** １　令和７年度決算 ２　令和８年度補正予算
11～12月	**第３回** １　税率改定について ①　税率案（埼玉県「秋の試算」） ２　令和８年度補正予算	**１２月定例会** １　令和８年度補正予算
令和９年２～３月	**第４回** １　国保税条例改正案 ①　税率改定 ②　賦課限度額改正 ２　令和９年度予算 ３　令和８年度補正予算	**３月定例会** １　国保税条例の一部改正 ２　令和９年度予算 ３　令和８年度補正予算